		日	号外	ページ
	政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第八条第一号に規定する事務のうち援助に関する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令附則第三条の規定に基づき、同条の文部科学大臣が定める地方公共団体及び文部科学大臣が定める同令を適用する日を定める件	二五	67	七三
六五	強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を指定する件	二六	69	一三
六六	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構が処分する放射性廃棄物の量に相当するものの算定方法を定める告示の一部を改正する件	三〇	二	
六七	学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係告示の整備等に関する告示	三〇	73	二四
六八	公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令第一条の二第一項及び第一条の三第一項の規定に基づき、長期療養者の休業補償及び年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額を定める件	三一	二	
六九	博物館の設置及び運営上の望ましい基準の全部を改正する告示	三一	75	五九
七〇	公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本方針及び公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本計画の一部を改正する告示	三一	75	五二
七一	日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律に基づく登録日本語教員養成機関の廃止に関する件	三一	75	七三
七二	高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第一条第一項第四号イ及びロの各種学校及び団体を指定する件を廃止する告示	三一	特15	三一
七三	地方税法施行規則の規定に基づき、文部科学大臣が総務大臣と協議して定める書類を定める告示を廃止する告示	三一	特15	三一
	○文部科学省、厚生労働省			
二	社会福祉士介護福祉士学校指定規則第八条第四号及び第五号に規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣が別に定める基準の一部を改正する告示	二七	71	三六
三	公認心理師法施行規則第三条第三項の規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣が別に定める施設の一部を改正する件	三一	75	五〇
	○文部科学省、経済産業省			
一	電源立地地域対策交付金交付規則の一部を改正する告示	三一	75	五一
	○文部科学省、国土交通省			
一	激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令の規定に基づき、令和七年に発生した激甚災害に係る特定地方公共団体の指定をする件	一三	52	一四三
	○文　化　庁			
三	重要文化財を管理すべき法人の指定を解除し、管理すべき法人を指定する件	六		四
四	天然記念物を管理すべき地方公共団体を指定する件	一〇		二
五	史跡を管理すべき地方公共団体を指定する件	一九		四
八	名勝を管理すべき地方公共団体を指定する件	一九		五
九	天然記念物を管理すべき地方公共団体を指定する件	一九		五
一〇	登録記念物を管理すべき地方公共団体を指定する件	一九		五
一一	補償金管理業務規程の認可の件	二五		五
	○厚生労働省			
六二	食品衛生法に基づく登録検査機関の製品検査を行う事業所を設置した件	四		四
六三	食品衛生法に基づく登録検査機関の製品検査を行う事業所を廃止した件	四		五
六四	食品衛生法に基づく登録検査機関の登録事項変更の件	四		五
六五	食品衛生法に基づく登録検査機関の製品検査業務の休止を許可した件	四		五
六六	健康保険及び国民健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額	四		五
六七	高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準の一部を改正する告示	五	45	一
六八	療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する告示	五	46	一一
六九	診療報酬の算定方法の一部を改正する件	五	46	一四
七〇	基本診療料の施設基準等の一部を改正する件	五	46	二一
七一	特掲診療料の施設基準等の一部を改正する件	五	46	二九
七二	使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する件	五	46	三四
七三	特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件	五	46	三一
七四	訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法の一部を改正する件	五	46	三六
七五	訪問看護療養費に係る訪問看護ステーションの基準等の一部を改正する件	五	46	四六
七六	入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件	五	46	五六
七七	入院時食事療養及び入院時生活療養の食事の提供たる療養の基準等の一部を改正する件	五	46	五九
七八	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四	五	46	六〇